

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年3月30日京都市条例第47号）（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、京都市保育所条例ほか2条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第47号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市保育所条例の一部改正)

第1条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(京都市はぐくみ推進審議会条例の一部改正)

第3条 京都市はぐくみ推進審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正に伴う適用区分)

2 この条例による改正後の京都市児童福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正前の京都市児童福祉センター条例第7条第1項に規定する基準については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第2条第1項の規定が適用される場合において、なおその効力を有する。

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)